



知っておきたい在宅医療

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために～



在宅医療・介護についてどのようなイメージをお持ちでしょうか？

平成29年度に市が実施した「在宅医療介護実態調査・日常生活圏域ニーズ調査」の結果は…

- ・「介護が必要になっても自宅で生活をしたい」
- ・在宅医療について「どの程度まで医療を受けられるか分からない」
- ・「訪問診療をしてくれる医師・歯科医師を見つける事が難しい」

と回答された方が、それぞれ **約50%** を占めています



在宅医療って具体的には？

ニーズ調査の結果では、高齢者の約半数が在宅医療を受けることについてイメージが湧かないと回答しています。

在宅医療とは、病気などで通院が難しくなった時に医師や看護師が自宅を訪問して行う医療です。在宅医療に加え、必要に応じてヘルパーなどの介護保険サービスを利用することで、自宅での生活を安心して続けることができます。☎ 高齢者支援課 ☎7185-1112

ー退院後も安心してくらすためのポイントー

病院から退院が決まったけれど、「今までどおり体が動かない」「だれかの手助けは受けられるの?」「帰宅後のイメージがつかず何となく不安…」など、自宅に戻ったときの不安を感じることはありませんか？

また、治療の必要がある場合は、自宅でも治療を受けられるのかといった心配も出てくるのではないのでしょうか。

退院後も、安心して療養し続けることができるよう、最初の相談窓口や相談のポイントをお伝えします。

◎入院中から病院に相談できます！



入院先の病院には、入院中や退院後の自立に向けて、患者さんやご家族の相談にのり、支援してくれる『医療ソーシャルワーカー』や『退院調整看護師』がいます。

主に「地域医療連携室」「相談室」といった名称の部署において、地域の関係機関との連携窓口になっています。

まずは病院に、相談を受けてくれるスタッフがいるか聞いてみましょう。



相談

上手な相談5つのコツ

- ①現在の病状や今後どのような経過になるか、注意することなどを医師から聞きましょう
- ②本人・家族の思いを話し合い、医師や看護師などに伝えましょう
- ③介護保険サービスの利用を入院中から相談しましょう
- ④余裕を持って早めに相談しましょう
- ⑤ひとりで悩んだり、抱え込まないようにしましょう

◎安心して自宅での生活を続けるために

定期的な医師の訪問診療や看護師による訪問看護と合わせて、さまざまな介護保険サービスを利用することで、安心して自宅での生活を続けることができます。

「訪問診療」

医師が定期的に訪問し、診療を行います。

※利用をご希望の場合は、主治医にご相談ください。

「訪問看護」

看護師が自宅に訪問し、その方の疾病や状態に応じた看護を行います。また、ご家族への技術的な指導や療養生活の相談・助言も行います。

※利用には医師の指示が必要です。主治医にご相談ください。

吸引



たんを自力で出せなくなった…

傷の処置



寝たきりで床ずれができてしまった…

栄養相談



食事があまり摂れず、栄養が十分でない…

「介護保険サービス」

65歳以上の方（一部疾病で40歳以上の方）が介護保険の申請・認定を経て、受けられるサービスです。

訪問介護、デイサービス、福祉用具レンタル、住宅改修費支給など、生活に必要なサービスが受けられます。

申請・☎ 高齢者支援課 ☎7185-1112



～在宅医療・介護連携の充実に向けた取り組み～

市では、市民の方が住み慣れた地域で安心して在宅医療を受けられるように、在宅医療・介護に関わる訪問看護師・薬剤師の医療関係者や介護支援専門員、介護施設関係者、市関係者による「我孫子市在宅医療介護連携推進協議会」を設置し、広報活動や医師と介護関係者などで情報を共有するシステムの構築、課題の検討などを行っています。

また医療と介護の専門職が参加する、顔の見える関係づくりを目的とした「多職種交流会」を開催し、関係職種の連携強化に取り組んでいます。



▲市民プラザで行われた多職種交流会の様子

我孫子市在宅医療介護連携推進協議会 広報部会